

第5次嘉手納町総合計画

基本構想

嘉手納町

目 次

序論

第1章 総合計画策定について.....1

1. 計画策定の背景と意義、役割 1
 - (1) 計画策定の背景と意義 1
 - (2) 計画の役割 1
2. 計画期間の構成と推進に向けて 2
 - (1) 計画期間の構成 2
 - (2) 計画の推進に向けて 3
3. 嘉手納町の概要 3
 - (1) 位置・地勢 3
 - (2) 沿革 3

第2章 計画策定における基本事項.....5

1. 時代の潮流 5
 - (1) 人口動向 5
 - (2) 少子高齢化・人口減少社会の進展 5
 - (3) 健康・福祉・子育て環境の充実 6
 - (4) 教育・文化の振興 7
 - (5) 安全・安心な住環境の構築 8
 - (6) 誰もが住みやすい都市形成及び環境問題への取組 8
 - (7) 産業・就業構造の変化 9
 - (8) 地方分権と協働による健全な行財政運営 10
 - (9) 基地問題等 10
2. 嘉手納町の現状と課題 11
 - (1) 人口動向 11
 - (2) 少子高齢化・人口減少社会の進展 11
 - (3) 健康・福祉・子育て環境の充実 12
 - (4) 教育・文化の振興 13
 - (5) 安全・安心な住環境の構築 15
 - (6) 誰もが住みやすい都市形成及び環境問題への取組 16
 - (7) 産業・就業構造の変化 17
 - (8) 地方分権と協働による健全な行財政運営 18
 - (9) 基地問題等 18

基本構想

第1章 嘉手納町の目指す姿	20
1. 将来像と基本理念	20
(1) 将来像	20
(2) 基本理念	21
2. 基本目標	21
(1) 生涯にわたり健康と夢・希望を育くむ健やかなまちづくり (保健・医療・福祉・子育て)	22
1) 地域福祉の推進	22
2) 高齢者福祉・介護保険の充実	22
3) 障害福祉の推進	22
4) 母子保健・子育て環境の充実	22
5) 健康・長寿のまちづくりの推進	22
6) 社会保障制度の運用	22
(2) 地域の歴史・文化に誇りを持ち、学び続ける魅力ある人づくり (教育・文化)	23
1) 学校教育の推進	23
2) 人材育成・国内外交流の推進	23
3) 生涯学習の推進	23
4) 平和学習の推進	24
5) 地域の歴史と文化の保存・継承・活用	24
6) スポーツ・レクリエーションの振興	24
(3) 安全・安心で住みよいまちづくり（建設・環境）	25
1) 自然環境の保全と緑地の充実	25
2) 循環型社会の推進	25
3) 公害防止の推進	25
4) 土地利用と住環境の充実	25
5) 道路交通ネットワークの形成	25
6) 上下水道の整備	26
7) 防災力の高いまちづくり	26
8) 防犯・交通安全の推進	26
9) 安全な消費生活の推進	26
10) 基地対策の推進	26

(4) 活力に満ちた賑わいのあるまちづくり（産業）	27
1) 農水産業の振興	27
2) 商工業の振興	27
3) 観光業の振興	27
4) 情報通信産業の振興	27
5) 就労支援の充実	27
(5) 皆でとりくむ協働のまちづくり（行財政運営）	28
1) 適切な行財政運営の推進	28
2) 男女共同参画社会の推進	28
3) 町民協働のまちづくり	28
4) 地域コミュニティ活動の充実	28
3. 人口ビジョン	29
(1) 人口ビジョン	29

第2章 土地利用構想29

序論

第1章 総合計画策定について

1. 計画策定の背景と意義、役割

(1) 計画策定の背景と意義

嘉手納町では、これまで第1次、第2次の総合計画における将来像を「安らぎと生き甲斐にみちたまち、嘉手納」として、町勢発展のため、まちづくりに努めてきました。第3次、第4次総合計画では、「ひと、みらい輝く交流のまち かでな」を将来像として、施設整備や生活環境の向上に努めてきました。

近年においては、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、安全・安心意識の向上、技術革新、地方分権の進展などまちづくりを取り巻く社会情勢は大きく変化しており、様々な形で地域振興に大きな影響をおよぼすことが予想されています。

このような社会情勢の変化に、適切で柔軟に対応していくためには、本町が目指す将来像や方向性を明確にし、必要な施策を効果的に推進していく必要があります。

第5次総合計画においては、第3次及び第4次総合計画で掲げた将来像の実現を目指して鋭意取り組み、着実に築き上げた礎を活かし、引き続き「ひと、みらい輝く交流のまち かでな」を将来像として掲げ、これまでのまちづくりを更に継続発展させ、福祉や教育、住生活の向上や産業振興など、町民と協働し、より良い暮らしを実感できる施策を展開する必要があります。

(2) 計画の役割

嘉手納町総合計画は、将来像である「ひと、みらい輝く交流のまち かでな」の実現に向けて長期的・総合的な方向性や取り組みを示す、本町の行政計画の最上位となる計画です。

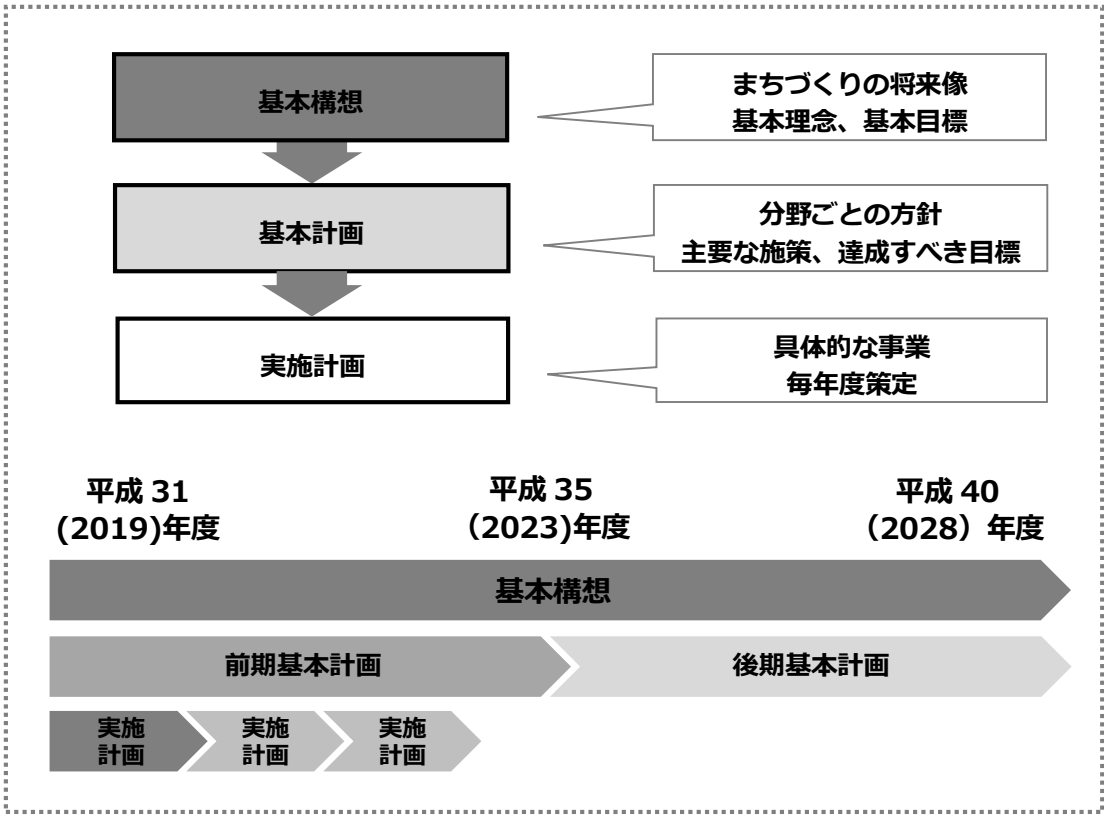
本町の特性や課題及び社会の動きや町民のニーズを踏まえながら、町民とともに今後10年を展望する理想的なまちづくりのビジョンとそれを実現するための手法を示す計画として新たに「第5次嘉手納町総合計画」を策定し、まちづくりに取り組んでまいります。

2. 計画期間の構成と推進に向けて

(1) 計画期間の構成

第5次嘉手納町総合計画は「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」から構成されます。基本構想は10年間の計画期間としています。基本計画は5年を計画期間とした前期計画と後期計画からなります。基本計画で定めた施策について具体的な事業を示した「実施計画」を毎年度策定します。それぞれの役割と計画期間は次のとおりです。

基本構想	基本構想は、本町のまちづくりの将来像・基本理念・基本目標を定めた10年間の指針です。 <u>計画期間</u> 平成31(2019)～平成40(2028)年度
基本計画	基本計画は、基本構想において設定された将来の目標などを実現するための分野ごとの方針や主要な施策、それらを合理的に推進するための行政内部の管理方針を体系的に示した計画です。 <u>計画期間</u> 前期：平成31(2019)～平成35(2023)年度 後期：平成36(2024)～平成40(2028)年度
実施計画	実施計画は、基本計画で定めた施策について、行財政などに配慮しつつ具体的な事業を示した計画です。計画期間は3年間ですが、毎年度事業の評価などを行い、予算編成と関連した見直しを行います。



（２）計画の推進に向けて

まちづくりについては、総合計画の内容を熟知するとともに、それを基に策定された施策ごとの目標達成に向けて進捗管理と行政評価^{※１}を行い、有効性を高めるための改善や見直しを柔軟に行う必要があります。また、それらの内容を町民へ周知し、透明性を高めるとともに、協働体制を強化していく必要があります。

本町では、目標指標の設定により、基本計画に掲げる施策・事業の進捗状況を的確に把握するとともに、事業の検証・評価を実施することにより、適切な進捗管理に努めるものとします。

３．嘉手納町の概要

（１）位置・地勢

本町は、沖縄本島の中部に位置し、東シナ海に面する海岸線沿いにあつて、県都の那覇市から北へ約 23 km の地点に位置しています。北は比謝川を境に読谷村、南東部は嘉手納飛行場内で北谷町、沖縄市と境界を接しています。

面積は、15.12 km²で南北に約 8 km、東西においては、北の方で約 2 km、南の端では約 5 km の南北に細長い逆 L 字型になっています。町域を流れる比謝川は、沖縄市に源を発し、東シナ海へ注ぐ本島最大の流域面積を有する河川であり、流量も豊富で 2 級河川の指定を受けています。



（２）沿革

戦前の本町は旧北谷村の一行政区域であり、字嘉手納を除くと純農村でした。しかしながら、沖縄本島の中部という立地条件に恵まれていたため、交通の要衝として県営鉄道嘉手納線の終点にもなっていました。また、沖縄県立農林学校をはじめ、官立沖縄青年師範学校、嘉手納警察署、沖縄製糖株式会社嘉手納工場等が所在し、中頭郡における経済、文化、教育の中心地として役割を果たしていました。

^{※１}行政評価：行政活動の目的を明確にし、加えて成果目標を設定し、その活動に対して投入された予算や人件費、成果物等を総括的に勘案しながら評価を行い、その評価結果に基づく改善を次年度以降の行政活動の企画・立案に反映させていく仕組み。

さらに、沖縄八景に数えられた水量豊富で風光明媚な比謝川には、県下各地から家畜を積んだ汽帆船が比謝橋付近まで出入りし、中頭郡における家畜の一大集散地として賑わい、人と自然と産業の調和のとれたまちとして発展を遂げてきました。しかし、第二次大戦において住家をはじめ一木一草に至るまで焼き尽くされ、まちは文字通り灰燼に帰し、昭和 20(1945)年の終戦を迎えることとなりました。

戦後は、米軍嘉手納飛行場の建設により北谷村は分断され、飛行場内の部分的通行も禁止となったため、住民の日常生活や行財政運営にも著しく支障をきたし、昭和 23(1948)年 12 月 4 日を期して、人口約 3,800 人をもって北谷村から分村し、「嘉手納村」としての第一歩を踏み出すこととなりました。

分村間もない昭和 25(1950)年には、朝鮮戦争の勃発によって、米軍は嘉手納飛行場を「極東最大の空軍基地」として逐次整備拡張し、その都度、宅地や農地が軍用地に姿を変えていき、狭小な住宅地域を一層狭め、住民は残された僅かな地域で窮屈な生活を強いられてきました。

また、住宅地域が同飛行場に近接していることから、昼夜を問わず発生する爆音、飛行機墜落事故、燃料流出、井戸汚染、あるいは B-52 戦略爆撃機の飛来など、幾多の基地被害を被り、そのため「基地のまち」というイメージが強く、嘉手納は、「沖縄の縮図」といわれてきました。

一方、戦後の混乱期は、産業皆無の状態であり、必然的に基地依存の生活に頼らざるを得ず、そこに就業の場を求めて人口と各種事業所が急増し、村の様相も次第に都市的形態を整えるようになってきました。こうした都市的形態に応じた新しい時代の新しいまちづくりを目指し、一層の発展向上を図るため、昭和 51(1976)年 1 月 1 日を期し、「嘉手納村」から「嘉手納町」へと移行し、県下で 7 番目の「町」としてスタートし、今日に至っています。

平成 20(2008)年 3 月には、広大な米軍基地の所在による閉塞感を緩和し、町の活性化の促進を目的とした沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業により、総事業費 218 億円余をかけたタウンセンター開発事業、マルチメディア関連企業誘致事業、総合再生事業を実施しました。

近年では、ハード事業の成果を町民に還元し、人々が潤い、喜びと希望を持って暮らしていけるようなソフト事業にシフトした施策を新たに展開し、後期高齢者に対する保険料の一部助成や妊婦健康診査の公費助成、ひとり親家庭などへの支援、医療から介護への切れ目のない支援など、これまで以上に保健・医療・福祉に取り組んでいます。また、安心して子育てに取り組める環境の充実を目的として認可保育所の開園など待機児童の解消に向けた取り組みや医療費・給食費の無料化の実現、予防接種費用の助成なども実施しています。教育では、幼保・幼小連携や独自の小中一貫教育を推進し、本町教育の充実と発展に尽力しています。加えて、児童・生徒の学力向上と安定した学びの場を提供するため、各種サポーターの配置やデジタル教材などの ICT^{※1}機器を活用した教育を展開しています。

文化振興では、かでな文化センターのバリアフリー化や音楽によるまちづくりの推進、文化協会や関係団体と連携を図り文化発表の場を増やすよう努め、文化振興による地域活性化に取り組んでいます。その他にも定住促進に向けた施策を推進するほか、老朽化した公共施設の再整備、資源循環型社会の構築の推進に取り組んでいます。

※1 ICT : ICT(Information and Communication Technology)は「情報通信技術」の略。

第2章 計画策定における基本事項

1. 時代の潮流

(1) 人口動向

「平成 27 年国勢調査」における国内の総人口は約 1 億 2,710 万人となっており、平成 22(2010)年と比べると約 100 万人近く減少しています。

大正 9(1920)年以降の人口推移を 5 年ごとの増減率でみると、大正 14(1925)年から昭和 10(1935)年にかけては 6～7%の増加で推移していましたが、その後の 10 年間は戦争による死亡や軍人・軍属の海外出兵、民間人の海外移住とそれに伴う出生率の低下によって増加幅が減少しました。昭和 20(1945)年～25(1950)年には海外からの引揚げ、復員による帰国、それに伴う第 1 次ベビーブームによる出生率上昇によって 15.3%増加と急激に上昇しましたが、その後は出生率の低下に伴って増加幅が縮小し、昭和 30(1955)年～35(1960)年には 4.7%増加となっています。その後、第 2 次ベビーブームにより昭和 45(1970)年～50(1975)年には 7.0%増加と増加幅も拡大したものの、昭和 50(1975)年～55(1980)年には 4.6%増加と再び縮小に転じています。その後も増加幅の縮小は続き、平成 22(2010)年～27(2015)年には 0.8%減少、年平均 0.15%減少と、大正 9(1920)年の調査開始以来、初めての人口減少となっています。

(2) 少子高齢化・人口減少社会の進展

「平成 27 年国勢調査」における国内の年齢構造 3 区分別人口割合を見ると、年少人口^{※1}は約 1,589 万人（12.6%）、生産年齢人口^{※2}は約 7,629 万人（60.7%）、老年人口^{※3}は約 3,347 万人（26.6%）となっています。「平成 22 年国勢調査」と比べると年少人口は 5.5%減少となり生産年齢人口は 5.9%減少となっているのに対して老年人口は 14.4%増加となっています。それに伴い 4 人に 1 人以上が 65 歳以上の高齢者となっています。また、75 歳以上の後期高齢者の比率は 12.8%となり、年少人口の比率を上回るなど、これまでにない超高齢社会を迎えています。

また、少子化は、女性の就業機会の向上などライフスタイルの変化や非婚化、晩婚化に伴う出生数の減少により進んでおり、平成 27(2015)年の合計特殊出生率は 1.46 と人口維持に必要とされる 2.07 を大きく下回る状況が続いています。

少子高齢化は、労働力人口の減少に伴う経済の停滞・縮小や社会保障費の負担増加など経済社会にも大きな影響を及ぼすと考えられています。

このような中、国では急速な少子高齢化の進行に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の一極型を是正し、それぞれの地域で住みやすい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、地方創生に取り組んでいます。

※1 年少人口：15 歳未満の人口。

※2 生産年齢人口：生産活動の中心となる 15 歳以上 65 歳未満の人口。

※3 老年人口：65 歳以上の人口。

(3) 健康・福祉・子育て環境の充実

平成 27(2015)年にベビーブーム世代が前期高齢者に到達し、そこから高齢者数は増加の一途をたどっており、10 年後の平成 37(2025)年には高齢者人口が 3,677 万人に達すると推計されています。また、世帯主が 65 歳以上の高齢者である世帯数を見てみると、平成 27(2015)年には 1,918 万世帯でしたが、平成 37(2025)年には、2,103 万世帯に増加すると予想されており、そのうちの 69.9%が一人暮らし・高齢者夫婦のみの世帯と見込まれています。

今後、高齢化に伴い、認知症高齢者といった要介護者の増加が予想され、社会保障費などの増加や孤独死問題などが発生すると考えられます。

沖縄県の人口は増加が続いていますが、平成 37(2025)～平成 42(2030)年をピークに減少に転じると推計されており、全国と同様の問題が発生すると考えられます。

これらの対策として、医療・介護保険料の負担見直しを図り、だれもが適切なサービスを受けることのできる社会や住み慣れた地域で人生の最後まで住み続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供・確保される「地域包括ケアシステム」※1の構築を目指した取り組みなどが実施されています。

また、子どもや子育てをめぐる環境は変化しており、待機児童問題をはじめ、厳しい経済状況や雇用情勢が家計に影響を与えているほか、核家族化や少子化、ひとり親家庭、子どもの貧困化による子育て家庭の養育力※2の低下及び地域のつながりの希薄化による共助機能の低下など、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくない状況になっています。こうした中、保育の提供体制の確保、保育・教育を担う人材の確保と資質の向上、社会的な支援の必要性が高い子どもと家族に対する適切な支援を推進するために、国や地域を挙げて子どもや家庭を支援する、支え合いの仕組みを強化・構築することが求められています。

※1 **地域包括ケアシステム**：高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送ることができるよう地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

※2 **養育力**：子どもを育てる力。

（４）教育・文化の振興

日本は、超スマート社会（Society5.0）^{※1}の実現に向けてAI^{※2}やビッグデータ^{※3}の活用などの技術革新が急速に進展している中、人生100年時代^{※4}を迎えようとしています。

こうした社会の大転換の中、すべての人が、豊かな人生を生き抜くために必要な力を身に付け、活躍できるようにするうえで、教育の果たす役割は大きくなっています。

こうした社会情勢を踏まえ、国においては、平成30(2018)年6月に「第3期教育振興基本計画」が策定されました。本計画では、「誰もが人間ならではの感性や創造性を発揮し自らの『可能性』を最大化していくこと、そして誰もが身に付けた力を生かしてそれぞれの夢に向かって志を立て頑張ることができる『チャンス』を最大化していくこと」を謳っており、それを実現するために、今後の教育施策に関する基本的な方針が示されています。

沖縄県においても市町村との協働による学校教育の充実、学校施設・設備の充実、社会教育の充実、文化の継承、スポーツの振興等を図る「沖縄21世紀ビジョン基本計画【改定計画】（沖縄振興計画）」を策定し、取り組みが実施されています。

本計画においては、「資源に乏しい沖縄の最大の強みは豊富な若い人材である」とし、子ども達に対して、学力の向上や能力などを引き出す学校教育の一層の充実と、沖縄全域における公平な学習機会の確保、高等教育の推進、海外留学制度の拡充等を図り、幅広い知識や教養、道徳心及び国際性を持った個性豊かな人材の育成など、施策展開の基本方向が示されています。

生涯学習については、少子高齢化の進行や人間関係の希薄化などによる地域社会の教育力^{※5}低下など状況は大きく変化している中、「潤いと生きがいのある生涯学習社会“おきなわ”の実現」に向けて、「沖縄県生涯学習推進計画」を策定し、県民一人ひとりが生涯にわたり生きがいとゆとりを持って充実した生活を送れるよう、いつでも、どこでも、だれでも学習することができ、その成果が社会において適切に評価・活用され、その結果、「ひとづくり」と「まちづくり」の循環がなされるよう生涯学習社会の実現を目指しています。

※1 **超スマート社会**：「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会のさまざまなニーズにきめ細かく対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といったさまざまな違いを乗り越え、活き活きと快適に暮らすことのできる社会」を指す。

※ **(Society5.0)**：狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会として我が国が目指すべき未来社会の姿。

※2 **AI**：人間の知的営みをコンピュータに行わせるための技術のこと、または人間の知的営みを行うことができるコンピュータプログラムのことである。一般に「人工知能」と和訳される。

※3 **ビッグデータ**：従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群。明確な定義があるわけではなく、企業向け情報システムメーカーのマーケティング用語として多用されている。

※4 **人生100年時代**：「寿命が（100歳前後まで）今後伸びていくにあたって、国・組織・個人がライフコースの見直しを迫られている」という内容を表す言葉。

※5 **地域社会の教育力**：子どもたちの学びにおいて、優れた影響を与えるであろう地域社会に存在する、あらゆる人、物、自然等を指し、地域に根付いた教育資源となり得る価値あるものととらえること。

（５）安全・安心な住環境の構築

平成 23(2011)年の東日本大震災では、観測史上最大規模のマグニチュード 9.0、最大震度 7 を記録した地震と大津波によって東北地方と関東地方沿岸部を中心に甚大な被害をもたらしました。また、平成 28(2016)年の熊本地震は、熊本市周辺で相次いで地震が発生し、建物の倒壊や土砂災害などによる深刻な被害をもたらしました。加えて、平成 30(2018)年の豪雨など全国で地震や大雨などによる大規模な自然災害が頻発しました。

災害による被害を少なくするためには、災害に対する備えや正しい知識の習得など継続的な防災教育などの重要性が認識されるとともに、行政がすべての被災者を迅速に支援することが難しいことや行政自身が被災して機能が麻痺するような場合を想定し、地域コミュニティ^{※1}における自助・共助による「ソフトパワー」を効果的に活用することが不可欠となります。

「地域活動の活性化」、「地域コミュニティと行政の連携」、「事業者と地域住民との連携・共生の促進」が地域防災力の向上につながる重要な鍵となっています。

また、我が国の交通事故発生件数及び刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、子どもや高齢者を狙った犯罪の発生、インターネットなどを利用した犯罪の増加など、生活の中で新たな脅威が発生しています。

（６）誰もが住みやすい都市形成及び環境問題への取組

日本の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化が進むと予想されており、地域活力の維持とともに、医療・福祉・商業など生活機能を確保し、公共交通と連携して、車を持たなくても暮らしやすい生活環境を実現することと財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっています。

そのため、医療・福祉施設・商業施設や住宅などがまとまって立地し、高齢者などが公共交通によりこれらの生活利便施設にアクセスできるまちづくり「コンパクト・プラス・ネットワーク^{※2}」の考え方に基づき、国では新たな仕組みづくりを進めています。

特に、交通機能が発展している今、都市機能強化のために、行政の支援や地域社会との協働・連携により、医療や観光、商業施設などの拠点施設を結ぶ道路整備及び誰もが移動しやすい交通環境などの見直しや構築が求められています。

※1 **地域コミュニティ**：地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。

※2 **「コンパクト・プラス・ネットワーク」**：人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることが重要とした考え方。

環境問題については、廃棄物の増大、自動車排気ガスによる大気の汚染、生活排水による水質の汚濁等、生活に密着した問題から、地球温暖化、放射能の拡散等、地球規模での課題まで空間的な広がりを見せています。特に地球温暖化問題は、世界的な人口増加や化石燃料の大量消費などにより、二酸化炭素などの温室効果ガス^{※1}が増加傾向にあり、異常気象の発生や海面上昇、それに伴う水資源や食糧生産の不安定さも懸念されています。そのため、今後は大量生産・大量消費・大量廃棄などを見直し、限られた資源を有効に活用し、環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会^{※2}の構築が求められています。

(7) 産業・就業構造の変化

日本の社会経済は、東アジアを中心とした新興国の技術革新や労働生産性の向上による国際競争力の低下及び人口減少、少子高齢化に伴う労働力人口の減少などを背景に潜在成長率の低下が見込まれており、なお厳しい状況にあるといえます。

労働市場では、少子高齢化・人口減少に伴う人材不足への対応や正規雇用、非正規雇用などにおける雇用形態の多様化、賃金格差への取り組み、年齢や性別などに関係なく、誰もが働きやすい職場環境づくりを図るため、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにする「働き方改革」を進めています。

一方、ICTやAI、ロボット技術等、技術革新が急速に進展しており、これらの技術が、製造や医療、福祉、教育等の分野で経済的発展や社会的課題を解決するツールとして期待されています。特に、テレワーク^{※3}や遠隔医療、遠隔教育等のICTによる沖縄県の地理的不利性の克服、AIやロボット技術による労働力不足の解決などが考えられ、将来は人間が担う労働が変化していく可能性があります。

沖縄県の完全失業率は、近年、改善傾向にあります。本土復帰を果たした昭和47(1972)年以降、全国平均を上回る状況が続いています。このような現状を打開するため、自立型経済の構築を目指し、発展するアジア諸国と隣接している地理的優位性や地域資源などの豊富さ、独特の文化などの沖縄力を活用した沖縄型産業の振興をはじめ、地域特性を活かした産業の育成や振興を進めています。

沖縄県のリーディング産業でもある観光をみると、平成29(2017)年の入域観光客数は約940万人で、5年連続過去最高を更新しています。また平成30(2018)年に策定された「第5次沖縄県観光振興基本計画 改訂版」では、平成33(2021)年までに入域観光客数を1,200万人とし、観光収入を1.1兆円として目標を掲げています。

近年では、外国人観光客の増加などにより、県内の景気は好調に推移していますが、アジア圏の経済発展により、国主導による観光振興施策が進められており、こうした変化に対応した魅力ある産業振興がより求められています。

※1 **温室効果ガス**：赤外線を吸収する能力をもつ気体のこと。温室効果ガスの主なものとしては、二酸化炭素(CO₂)、メタン、亜酸化窒素、対流圏のオゾン、フロンなどがある。

※2 **循環型社会**：大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)では、まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

※3 **テレワーク**：組織や企業の戦略的な情報通信技術(ICT)活用により実現することができる、時間や場所にとらわれない新しい働き方。

(8) 地方分権と協働による健全な行財政運営

平成 12(2000)年に地方分権一括法^{※1}が施行され、本格的な地方分権の時代に入り、国と地方自治体はこれまでの上下・主従から対等・協力の関係に改められました。平成 18(2006)年に地方分権改革推進法^{※2}が成立、平成 22(2010)年には地域主権戦略大綱^{※3}が閣議決定され、国と地方自治体のあり方は変化しています。

近年は、生産年齢人口の減少による経済活力の低下、高齢化の進行による社会保障費の増大などが懸念されています。また、併せて公共施設の老朽化への対応などもあり、今後の財政状況は厳しさを増していくことが予想されます。こうした中、市町村が自らの判断と責任で取捨選択し、個性を発揮しつつ、効率的かつ効果的で持続可能な行財政運営が求められています。

このような社会情勢を背景に、防災や防犯、福祉、教育、文化等の分野においても、改めてボランティア活動といった地域コミュニティの活用が見直されつつあり、安全・安心な地域づくりに取り組むには、様々な地域団体との連携や住民と行政の協働による問題解決の推進が求められています。

(9) 基地問題等

日米両政府は平成 25(2013)年「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に合意しています。これは沖縄県内で人口の多い嘉手納基地から南にある米軍施設・区域を再編統合したうえで、駐留軍用地を順次日本に返還する計画で、それぞれの返還時期を明示しています。返還にあたっては多くの課題が想定される中、一日も早い基地問題の解決が求められています。

また、「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画【改定計画】(沖縄振興計画)」において、大規模な基地返還を克服すべき沖縄の固有課題とし、県内の基地の整理・縮小が行われていますが、現在でも面積比で全国の 70.3%の米軍専用施設が沖縄県に集中しており、総合的な交通ネットワークの構築や計画的なまちづくり、産業用地の確保など地域の振興開発を図る上で大きな制約となっています。

さらに、航空機などによる騒音や演習に伴う事故の発生、後を絶たない米軍人などによる刑事事件や、地位協定上の不公平からくる不利益、油類の流出など、他地域と比べても偏在的・不公平な様相を呈しており、県民に多大な影響を与えています。

県民の安全確保や負担軽減のため、米軍基地問題については、日米両政府に対し米軍基地に起因する様々な事件・事故や環境問題への取り組み、日米地位協定の抜本的見直しを求めなど、より一層の綱紀粛正措置を図るとともに、再発防止策の実効性の検証を含め、対策を講じるよう求めています。

加えて、日本では、戦後生まれの人口が 80%を超えており、教育機関における平和教育をはじめとした平和啓発への取り組みが一層求められています。

※1 地方分権一括法：平成 11(1999)年 7 月に成立し、平成 12(2000)年 4 月から施行されている。全部で 475 本の関連法案からなる。コンセプトは、地方分権。もっと地方の力を強くしよう、というねらいから設けられた。この目的から、地方の自主裁量を高め、逆に国の管理を少なくする。

※2 地方分権改革推進法：地方分権改革を総合的かつ計画的に推進することを目的とした日本の法律。平成 29(2017)年 4 月 1 日施行。施行後 3 年で効力を失う限時法。

※3 地域主権戦略大綱：地域主権改革を推進していくため、「地域主権戦略大綱」を平成 22(2010)年 6 月 22 日の閣議において決定した。第 1 から第 10 までの 10 項目で構成されている。

2. 嘉手納町の現状と課題

(1) 人口動向

【現状】

「平成 27 年国勢調査」における本町の人口は 13,685 人、世帯数は 5,069 世帯となっています。本町の人口は昭和 60(1985)年までは 14,000 人台を保っていましたが、平成 2(1990)年から 13,000 人台まで減少しており、その後は微増減を繰り返しています。

世帯数については、昭和 55(1980)年から一貫して増加しており、平成 27(2015)年と昭和 55(1980)年を比較すると、人口は 2.9%(409 人)減少している中、世帯数は約 39.0%(1,421 世帯)増加しています。

一世帯当たりの人員をみると、昭和 55(1980)年には 3.9 人であったものが平成 27 年には 2.7 人となっており、徐々に世帯規模が縮小している様子がうかがえます。

【課題】

人口減少や世帯数の増加など、それぞれの問題解消に向けて取り組む必要があります。

(2) 少子高齢化・人口減少社会の進展

【現状】

「平成 27 年国勢調査」における本町の人口は、「平成 22 年国勢調査」と比較すると 142 名減少しています。また「平成 27 年国勢調査」における本町の年齢構造を 3 区分別年齢人口でみると、年少人口の比率は 17.1%、生産年齢人口は、60.3%、老年人口は 22.3%となっており、老年人口が年少人口を上回っています。

「平成 17 年国勢調査」と比較すると、年少人口は 7.0%、生産年齢人口で 2.0%とそれぞれ減少し、老年人口は 13.9%増加しています。

加えて、平成 20(2008)年から平成 24(2012)年の合計特殊出生率をみると 1.71 となっており、今後も引き続き人口減少することが懸念されます。

また、人口統計による将来の人口推計によると、年少人口及び生産年齢人口は減少し、老年人口の増加が予想され、引き続き少子高齢化が進行するものと考えられます。

本町においても、「しごと」と「ひと」の好循環を構築し、人口減少を防ぎ、自律的に活力のあるまちづくりに取り組むため「嘉手納町人口ビジョン」及び「嘉手納町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。

【課題】

今後さらに少子高齢化の進行が予測されることから、若い世代の定住化に向けて安定した雇用の創出や住み良いまちの創出、結婚、出産、子育て環境の充実を図り、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組む必要があります。

(3) 健康・福祉・子育て環境の充実

【現状】

本町の人口構成においても、老年人口は増加傾向で推移しており、同様に要介護・要支援認定者数も増加傾向にあります。加えて、世帯数の増加に伴い独居老人世帯が増加している傾向にあります。そのため、「第7期老人福祉計画」を策定し、沖縄県介護保険広域連合の「第7期介護保険事業計画」と併せて、住み慣れた町でいきいきと暮らせるよう事業を推進しています。また、障害者については、自立し共生できる社会を目指して、生涯のライフステージ^{※1}全般にわたる一貫した支援体制の構築に取り組んでいます。

そのほか、社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員及び関係機関とも連携を密にし、地域福祉の推進を行っています。

また、地域包括ケアシステム構築のために導入された生活支援体制整備事業、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業への取り組みを段階的に開始しています。

特定健診、特定保健指導を引き続き重点的に取り組み、町民の健康意識向上を図るとともに、生活習慣病の早期発見のため、集団健診へ足を運んでいただくよう様々な施策を行い、受診率向上を目指しています。さらに、医療費分析により本町の課題を把握し、町民の健康保持と医療費の適正化を図っています。

母子保健については、各種健診やその他の母子保健事業の充実を目指し、健やかな子の育ちを支援しています。中でも子ども医療費助成、子どもフツ化物塗布助成事業、特定不妊治療費助成は町の独自事業として取り組んでおり、安心して子育てできる環境整備に努めています。

保育においては、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、施設整備による待機児童の解消や、保育士の資質向上による保育内容の充実に取り組んでいます。

本町における子どもの貧困対策として、子どもたちの実態を把握し、「沖縄県子どもの貧困対策計画」に沿って、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるようライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築に取り組んでいます。

【課題】

町民ニーズの把握に努め、関係機関との連携を強化し、保健、医療、福祉・介護サービスの充実を図り、すべてのひとが心身ともに健やかに生きがいを持ちながら、安心して住み続けられる生活環境を確保する必要があります。

また、子どもを安心して産み育てられるよう、引き続き待機児童問題解消への取り組みの検討やサービスの充実を図るとともに、地域コミュニティを活用しながら、共に支え合う環境づくりを進めていく必要があります。

※1 **ライフステージ**：人間の一生において節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等)によって区分される生活環境の段階のことをいう。

(4) 教育・文化の振興

【現状】

本町内には町立の小学校が2校、中学校が1校あり、近年の児童生徒数は横ばいで推移しています。

本町では、教育大綱に「嘉手納を愛し、心豊かで力強く生き抜く子、学び続ける町民を育む」を教育目標として掲げ、進取の気性と国際性に富み、社会に貢献できる活力ある人材育成と生涯学習の振興に取り組んでいます。

学校教育においては、確かな学力を身につけ、豊かな心を持ち、自ら目的意識や学ぶ意欲に満ちた自主性、社会性のある幼児・児童・生徒を育てるため、学校をはじめ保護者や地域社会と連携を図りながら教育活動を推進しています。

また教育施設などの改築や耐震化を進めるとともに、小中学校では、学びのセーフティネットの構築^{※1}に向けて、教育環境の整備や経済面の支援及び学力向上のため学習支援員やスクールカウンセラーの配置、特別な支援を要する児童に対し特別支援教育支援員を配置するなど、きめ細やかな指導のもと、教育環境の向上に努めています。

加えて、グローバルな人材育成の一環として嘉手納外語塾を開講し、実践英語や海外短期留学、基地内インターンシップ、ビジネスマナー等の計画的な教育カリキュラムを構築し、多くの資格取得をはじめ国内外大学への進学や県内外へ就職しており、多くの人材を輩出しています。

社会教育の充実を図るために、各種スポーツ大会やスポーツ教室、国内外への交流派遣事業の実施及び各種講座を開催しています。

文化面では、文化協会による文化祭の開催や、サークルなどによる三線、琴、茶道のほか、各自治会におけるエイサー活動など文化活動の推進をしています。また著名人を招いた公演会やコンサートを行うなど、様々な分野において芸術文化に親しむ機会を創出しています。

平和教育についても、戦争の悲惨さを忘れることなく、次世代へ継承していくよう、その大切さに触れる機会づくりなどの取り組みを行っています。

^{※1} **学びのセーフティネットの構築**：意欲と能力のある者が高等教育に進学し、安心して学習できる環境を整備する。その際、経済状況にかかわらず、学生の就学機会を確保するため、進学希望者にとって予見可能性を持てる経済的支援を整備する。また、生涯を通じて、高等教育機関で学べる環境づくりを進める。

【課題】

毎年実施される「沖縄県到達度調査」や「全国学力・学習状況調査」の平均正答率を県平均及び全国平均と比較すると、小学校はすべての科目で県平均（全国平均）と同等あるいはそれ以上となっています。中学校においては、すべての科目が県平均（全国平均）を下回っており、確かな学力の定着・向上が大きな課題となっています。

また、「児童・生徒質問紙」の結果によると、夢や希望は抱いているものの、自己肯定感・自己有用感、対面でのコミュニケーションを通じて信頼関係を築く力などが全国の数値と比較すると低い現状にあります。豊かな心を養うためにも自主性、協調性、創造性を重んじる取り組みが必要となります。

さらに、地域内の教育力向上を目指し、町の教育目標を共有し、地域社会や家庭と連携を図るコミュニティ・スクール^{※1}などの推進を強化する必要があります。

また、伝統芸能や地域文化などの継承者不足など様々な問題があり、地域の歴史と文化を学べる環境づくりを推進する必要があります。

^{※1} **コミュニティ・スクール**：学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の6）に基づいた仕組み。

(5) 安全・安心な住環境の構築

【現状】

東日本大震災を契機とした防災への関心向上を踏まえ、本町においても「嘉手納町地域防災計画」の見直しを行い、社会構造の変化に対応しつつ、地震・津波や風水害、基地災害等から住民の生命及び財産を守るため、迅速かつ円滑な防災応急対策などを策定しています。

また、大規模災害時における災害応急対策活動の場となる防災拠点の整備や ICT の活用などを図ることで、災害に強いまちづくりに取り組むとともに自主防災組織^{※1}の育成及び要配慮者^{※2}の情報提供に関する取り組みを進めています。

さらに、公助・自助・共助の実現に向けて、地域コミュニティの活性化に取り組むとともに、学校、警察、ボランティア団体等との協力のもと交通安全・防犯対策の充実など、誰もが住み慣れた地域で安全・安心に生活できる環境の構築を推進しています。

【課題】

避難場所などの周知、災害発生時における危機管理体制の充実、地域で生活している避難行動要支援者^{※3}の支援体制を構築する必要があります。

コミュニティが希薄化する中、ひとり親家庭や独居老人等の様々な支援を必要とする世帯が増加しており、困難を抱えた人を地域で孤立させないために取り組み、誰もが安心して共に暮らせるまちを構築する必要があります。

※1 **自主防災組織**：主に町内会・自治会が母体となって、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体。具体的には町内会・自治会防犯部といった組織や、地域の婦人防火クラブ、そのほか防災関連の NPO などがその例である。

※2 **要配慮者**：必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、災害時要援護者ともいう。一般的に高齢者、障害者、外国人、妊産婦及び乳幼児等があげられる。

※3 **避難行動要支援者**：要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する人々をいう。

（６）誰もが住みやすい都市形成及び環境問題への取組

【現状】

本町の面積は、15.12 km²であり、その 82.0%にのぼる膨大な面積が米軍基地となっており、狭隘な土地の中で、快適な生活環境の整備に向けて、密集市街地などの課題解決に向けた居住地区の整理や商業施設の活性化、上下水道、都市公園等のインフラ整備を行ってきました。

また防衛局による買上げ用地^{※1}を活用した町民農園の整備や町民ニーズを把握しながら老朽化した公共施設などの長寿命化及び建替えに着手しており、将来を展望したリニューアル整備も計画・推進しています。

加えて、交通弱者^{※2}への対応として、「嘉手納町地域福祉交通アンケート調査」を実施しており、町として公共交通に関する取り組みを検討しています。

さらに、定住化に向けた取り組みとして、各種補助金の交付や地域環境への配慮、公共施設などの整備に取り組んでおります。

一方で、都市化の進展に伴い、ごみ排出量の問題をはじめ、様々な環境問題が発生するようになりました。これらの状況を受け、町民意識の向上やごみの減量化に取り組むとともに温室効果ガスの削減などを推進するため「嘉手納町温暖化防止実行計画」を策定し、取り組んでいます。

【課題】

生活環境向上のため、墓地が隣接している住環境や狭隘道路、接道要件を満たしていない建替え困難な住宅や老朽化による危険家屋が存在する密集市街地問題の解消や防衛局による買上げ用地のさらなる有効利用などを検討する必要があります。

また、交通弱者が不自由なく移動ができるよう新たな公共交通の検討や自然災害や生活公害、基地公害等へのさらなる対応など町民が快適に住み続けられる住環境づくりを推進する必要があります。

複雑化・多様化・地球規模化する環境問題に対応するため、町民意識のさらなる向上に取り組むとともに、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築に向けて、町民及び事業所と連携しながら環境保全対策を推進する必要があります。

※1 防衛局による買上げ用地：法律に基づき、飛行場等周辺の一定の区域を対象に、建物等（建物、立木竹、その他土地に定着する物件）の移転又は除却の補償及び土地の買入れを行っている。移転補償等の対象となる区域は、自衛隊や米軍の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施のために生ずる音響による障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域で、第二種区域（第三種区域を含む。以下同じ。）という。移転補償等は、この第二種区域の外に移転を希望される方に対して、建物等の移転補償や土地の買入れを行うものとなる。

※2 交通弱者：自動車中心の社会において、年少者、要介護者、一部の高齢者や障害者など、自分で運転することができず、自家用の交通手段がないため公共交通機関に頼らざるを得ない人。とくに公共交通機関が整備されていないため、買い物など日常的な移動にも不自由を強いられている人をさす。また、交通事故の場合には、自動車（加害者、強者）に対して被害者となりやすい子供や高齢者などの歩行者をさす。

(7) 産業・就業構造の変化

【現状】

「平成 27 年国勢調査」によると 15 歳以上の労働力人口は増加傾向にあり、平成 22(2010)年と比較すると 3.3%増加となっています。また産業別就業者数の推移をみると第 1 次産業は 20.8%減少、第 2 次産業は 0.4%増加、第 3 次産業は 5.7%増加となっており、「卸売業・小売業」や「飲食店」を中心とする第 3 次産業が主要な産業となっています。

産業振興としては、中心商店街の活性化をはじめ、既存産業や新規産業の振興に向けた対応に取り組んでおり、商工会や商工業者と連携を図りながら、かでな元気プロジェクト事業をはじめ、各種イベントの開催や商品券事業、販路拡大支援等を実施しています。ほかにも町として優良特産品推奨事業なども手掛けています。

また農業、漁業等に対しても生産意欲向上及び増産を図るための各種支援を実施しています。情報通信産業では、企業への雇用奨励金などの支援を行うとともに、町民の情報リテラシー^{※1}の向上、就職支援や資格取得支援のため各種講座を実施しています。

観光業としては、観光需要の高まりもあり「道の駅かでな」をはじめ、国内外から年間 50 万人以上の方が本町を訪れており、さらなる機能拡充を図るため、リニューアル事業に着手しています。

同時に、町内各種団体が実施する音楽イベントへの支援やうたの日コンサートの誘致など精力的に取り組んでいます。

様々な取り組みの結果、平成 26(2014)年「沖縄県買物動向調査報告書」によると購買人口は 5,325 人、吸引力指数は 0.39、吸引力順位は 13 位、地元購買率は 17.6%となっています。平成 22(2010)年と比較すると購買人口は 1,566 人増加、吸引力指数は 0.12%増加、吸引力順位は 3 位上昇し、地元購買率も 9.8%増加となっており、本町への魅力が高まっていると考えられます。

【課題】

将来的な就業人口の減少が予想されている中、本町の産業振興及び就業人口の確保を図っていくためには、既存産業の振興を行っていくとともに、新規産業の誘致や創業者への支援の実施及び働く意欲のある町民に対して就労に関する支援を引き続き実施する必要があります。

観光産業では、国内外の来訪者がより快適に観光を楽しめるように、新たな交通システムの検討や多言語サービスの充実といったインフラ整備、カヌーといった体験型観光や観光ガイドの活用推進など、受入体制の更なる充実を図る必要があります。

また、多くの観光資源や魅力ある特産品はありますが、情報発信力が脆弱なために効果的な PR ができていない現状があります。また来訪している観光客が本町を回遊し滞在する時間の延伸を図るため各種イベントや魅力ある商品、観光地の創出、宿泊できる環境の検討をするなど将来を見据えた施策を積極的かつ戦略的に展開する必要があります。

^{※1} **情報リテラシー**：情報を十分に使いこなせる能力。大量の情報の中から必要なものを収集し、分析・活用するための知識や技能のこと。

(8) 地方分権と協働による健全な行財政運営

【現状】

少子高齢化の進展に伴う社会保障費などの増加や公共施設の老朽化などに伴う改築・維持補修費の増加などにより、多額の財政支出を必要としています。さらに自主財源の柱である町税収入についても、生産年齢人口の減少が予想されており大幅な増加は期待できないことから、今後は厳しい財政状況が続くことが予想されています。複雑化・多様化する町民ニーズに対応しながら、魅力あるまちづくりを進めるためには、効率的で持続可能な行財政運営が求められています。

今後は、近隣市町村との広域連携の検討をはじめ、国・県が創設する各種補助金制度や民間活力などを活用し、本町の実情に即した効果的な施策を展開する必要があります。

また、本町においては、地域コミュニティ活動の推進のため各種取り組みを進めています。

【課題】

今後は、人口減少や少子高齢化に伴う財政への影響や権限移譲に伴う行政事務の増大などが考えられるため、限られた財源と人材を活用した行政サービスの維持向上を図る必要があります。

また地方分権改革が推進される中、多様化する町民ニーズに対応するためには、職員の政策形成能力とその実行能力が求められるとともに、町民や事業者がまちづくりに参画する機会を増やし、更なる協働のまちづくりを推進する必要があります。

(9) 基地問題等

【現状】

本町を取り巻く基地問題は、航空機騒音や排気ガスの悪臭を始め、旧海軍駐機場の再使用問題、第 353 特殊作戦群駐機場等拡張整備計画やパラシュート降下訓練、航空機墜落事故、米軍人による飲酒運転や交通事故などが挙げられ、戦後 70 年以上を迎えた今でも厳しい状況が続いており、町民への負担は依然大きいものがあります。

嘉手納基地には、F-15 戦闘機などの常駐機に加え、他基地からの訓練や暫定配備による外来機の飛来が常態化し、機種、機数とも相当数に及んでいます。これら航空機の離着陸、訓練による騒音は、地域住民に多大な影響を及ぼし深刻な問題となっています。

航空機騒音の軽減緩和策として、平成 8(1996)年 3 月日米合同委員会で「嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置」が合意されましたが、依然として昼夜を問わず騒音被害が続いている状況にあります。

航空機騒音の軽減に向けては、平成 22(2010)年 5 月の日米安全保障協議委員会共同発表に基づき、平成 29(2017)年度も F-15 戦闘機などの訓練移転が実施されましたが、外来機の飛来、訓練等により、その効果を実感するまでには至っていないのが実情となっています。

航空機の排気ガスによる悪臭問題についても、航空機騒音と並んで、大きな問題の一つであり、大型機駐機場から発生する航空機のエンジン調整の際の排気ガスは、鼻・喉・目を刺激するような強烈な悪臭で耐え難いものがあり大きな基地被害となっています。このような中、大学機関の協力を得て、本町は、嘉手納町住居地域に達する嘉手納基地由来の臭気物質について、発生源と考えられる機種を同定するために、空軍大型機駐機場を取り囲む 3 地

点において、臭気物質などの測定を実施しました。調査結果は、空軍大型機駐機場の E-3 早期警戒管制機の駐機場付近に臭気発生源があることを強く示唆するものとなりました。

こうした様々な問題については、町独自にあるいは、議会、町民、嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会（三連協）※¹ 及び沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（軍転協）※² と連携し、国や関係機関に対し問題の解決に向け要請行動などを行っています。

広大な米軍基地を抱える中、平和を希求する本町は、昭和 62(1987)年 3 月に「非核平和町宣言」を行っており、悲慘な戦争の歴史的事実を風化させることなく後世に伝えるべく、若い世代が生命の尊厳と平和の尊さを考える契機となる嘉手納町平和メッセージ作品展を開催しています。

【課題】

広大な米軍嘉手納基地の所在に起因して発生する諸問題は、本町のまちづくりや町民の日常生活に大きな影響を及ぼしています。

このため、町勢のさらなる発展を図っていくためには、地権者の合意形成を図りつつ必要とする軍用地の返還などを求め、基地の整理・縮小に努めていく必要があります。

また、航空機騒音や排気ガスの悪臭問題など、様々な基地問題の解決に向けて、嘉手納基地の運用状況に関する資料収集機能の充実を図りながら取り組んでいく必要があります。

平和行政については、嘉手納町平和メッセージ作品展を通して、戦争の悲慘さと平和の尊さを発信してきました。これからも沖縄戦の歴史的事実を風化させることがないよう平和行政の充実に努める必要があります。

※¹ **三市町連絡協議会（三連協）**：嘉手納飛行場に関する諸問題のうち、三市町の共通課題について共同で対処することを目的とする。沖縄市、北谷町及び嘉手納町で構成。

※² **沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（軍転協）**：県内に所在する米軍、自衛隊の使用地及び未利用のその跡地について、県、市町村間の連絡協調を密にしその利・転用の促進を図るとともに米軍基地及び自衛隊基地から発生する諸問題について相互に協力してその解決を図ることにより、県民生活と福祉の向上に寄与することを目的とする。県及び 26 市町村で構成。

基本構想

第1章 嘉手納町の目指す姿

1. 将来像と基本理念

(1) 将来像

将来像は、まちづくりの方向性や本町の将来の姿を分かりやすく表現したもので、将来のまちづくりに向けて町民と共有する目標となるものです。

本町では、第4次総合計画において「ひと、みらい輝く交流のまち かでな」を将来像として掲げ、これまで築き上げた成果をもとに、人々が互いに協働しながら、創意工夫を図り、活力に満ちた賑わいのあるまちづくりの実現を目指して、子育て環境や教育・福祉の向上、人材育成・文化振興、地域産業・中心商店街の活性化、公共施設の整備、基地問題への対応等の様々なことに鋭意取り組んできました。

地方自治体も変革の時期を迎え、社会情勢としても人口減少や少子高齢化社会の進展への対応が求められており、地域に愛着と誇りを持ち、人々が互いに尊重・補完し合いながら、対等な立場で協力し行動することが必要不可欠となります。

これからのまちづくりにおいては、町民と協働し、すべての町民が「肝^{ちむ}ぐる^{※1}」の精神をもち、健康で安全に安心して暮らしていける住みやすいまちづくりを目指すことが必要です。

したがって、『ひと』が夢や希望を持ち「交流」を育くむことでさらに「輝く」みらいを創っていくことを目指し、第4次総合計画で掲げた将来像を継続発展させ、新たな視点による施策の展開を図り、本町の目指すまちづくりの達成に向けて第5次総合計画の将来像を、以下のとおり定めます。

第5次総合計画の将来像

ひと、みらい輝く交流のまち かでな

※1 「肝^{ちむ}ぐる」：心の底から湧き出る相手を思いやる心、真心、優しさ、助け合い精神。

(2) 基本理念

本町のまちづくりは、みらいを輝かせる『ひと』、交流を育む『ひと』が集い、まちづくりに取り組むことで『みらい輝くまち』の構築を目指し進めていくものです。

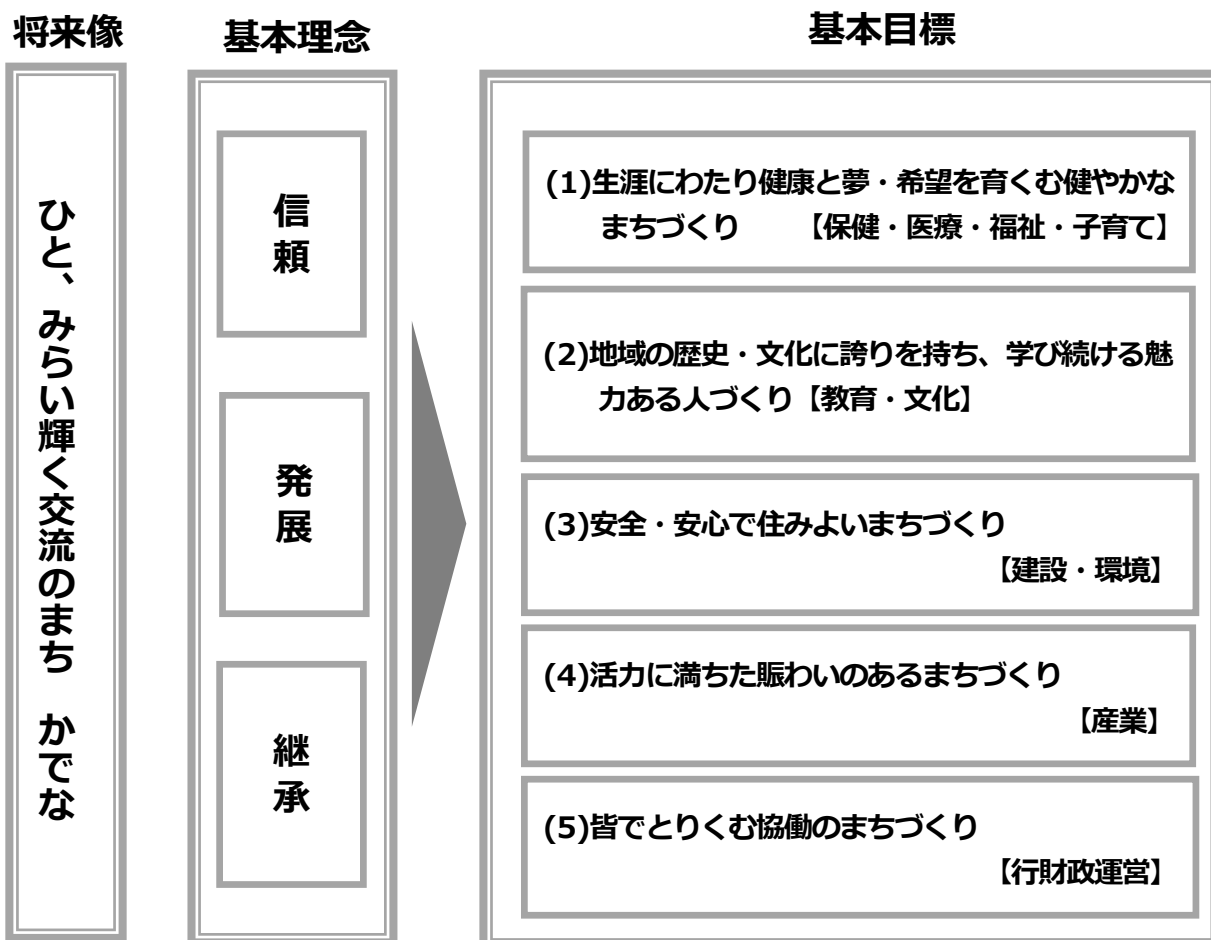
まちづくりは、長期的な視点に立ち基本的な価値観を維持しながら、一貫した取り組みを進めていく必要があります。このため、これまで20年間にわたってまちづくりの将来像を「ひと、みらい輝く交流のまち かでな」と定め、町民が生活しやすいまちづくりに取り組んできました。

第5次総合計画においても引き続き同じ将来像を掲げ、根幹である人が互いを信頼し、信頼が支え合いを生み出し、支え合いが協働の精神を育み、協働によるまちづくりが成されることで環境をつくり、生活や文化、歴史が調和し、継承・発展を遂げながら活気に満ちた未来へつながっていきます。

そのような希望を持ち、その実現に向けての基本理念を「信頼」「発展」「継承」とし、今後10年間の指針であるとともに、行財政運営を行う上で普遍的な姿勢として位置づけます。

2. 基本目標

将来像「ひと、みらい輝く交流のまち かでな」を受け、分野別に次の5つの基本目標「生涯にわたり健康と夢・希望を育くむ健やかなまちづくり」「地域の歴史・文化に誇りを持ち、学び続ける魅力ある人づくり」「安全・安心で住みよいまちづくり」「活気に満ちた賑わいのあるまちづくり」「皆でとりくむ協働のまちづくり」を設定しました。町民、事業所、行政等の本町に関心のある人々とともに、これらの目標の実現を推進していきます。



(1) 生涯にわたり健康と夢・希望を育くむ健やかなまちづくり (保健・医療・福祉・子育て)

【目指す姿】

高齢化に伴う介護や子育てニーズが高まる中、すべての人が、人間として尊厳と権利が守られ、健康でいきいきと活動し、その人らしく充実し、輝いた生涯を送ることができるよう、生きる喜びと希望に満ちたまちづくりを目指します。そのため、町民の健康づくり活動や福祉の充実などにより、安心して子育てができ、互いに支え合いながら、健康で暮らしやすい保健・福祉活動の充実を図ります。

また、地域包括ケアシステムの構築を推進し、支援や介護が必要となる場合でも、地域全体で支え合う共生社会の実現を目指します。

【実現に向けた基本方向】

1) 地域福祉の推進

住み慣れた地域で、互いに理解し、尊重し合い、支え合いの心を育み、地域住民や関係団体との連携による地域福祉活動の推進に取り組みます。

また、誰もが安心して健やかに暮らすことのできる環境整備を進めるなど、福祉のまちづくりに向けて取り組みます。

2) 高齢者福祉・介護保険の充実

高齢化が進展する中、地域とのつながりや社会参加を進め、健康で生きがいをもって生活することができるまちづくりに向けて取り組みます。

3) 障害福祉の推進

障害のあるすべての人がそれぞれの能力と個性を活かしながら住み慣れた地域の中で暮らしやすい社会の実現に向け、関係機関との連携のもと、安心して笑顔で暮らし続けることができる社会の実現に向けて取り組みます。

4) 母子保健・子育て環境の充実

子育て環境の更なる充実に向け、母子保健に関する事業や待機児童解消に向けた取り組み、ひとり親家庭などへの支援の充実を図るとともに、子育て支援に係る関係機関の連携体制を強化することで、誰もが安心して子どもを産み育てやすく、次代を担う子ども達が笑顔でのびのび健やかに育つまちづくりに向けて取り組みます。

5) 健康・長寿のまちづくりの推進

町民の健康づくりに関する意識を高め、健康の大切さを実感することで、自ら進んで取り組む健康づくりやその機会の提供などを図り、認知症をはじめ生活習慣病の発症予防と重症化の予防を図り、健康・長寿のまちづくりに向けて取り組みます。

また、心の健康づくりの推進に向けて、相談体制の充実などに努めるとともに、感染症予防に向けた対策の充実にも取り組みます。

6) 社会保障制度の運用

町民が生涯にわたって安定した生活を営めるよう、国民健康保険制度、国民年金制度、介護保険制度等、社会保障制度の相談に取り組みます。

また、生活困窮者^{※1}にも必要な支援を行い、自立促進に向けて取り組みます。

^{※1}生活困窮者：経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をさす。

(2) 地域の歴史・文化に誇りを持ち、学び続ける魅力ある人づくり (教育・文化)

【目指す姿】

超スマート社会といった変革の時期を迎えている中、学校教育の充実を図り、創意工夫を活かした特色ある教育活動を展開し、夢や希望を持ち、自分の可能性に挑戦する児童生徒の育成を目指します。

また地域への愛着や誇りを子どもたちに育むとともに、地域コミュニティの核として、地域に信頼される学校づくりを進めるために、学校と地域の連携・協働体制を構築し、地域が人を育て、人が地域をつくる好循環の実現を推進します。

さらに社会教育を推進するとともに、歴史や文化の継承と活用により、町民が生涯学び、これからの時代の変化に柔軟に対応し、国際的な視点で物事を捉え、自身で未来を開拓していく力を持った「ひと」づくりを目指します。そのため、学校教育施設の充実を図るとともに、生涯学習の機会の創出活動を支援します。

また、本町の文化を伝え、子どもの頃から芸術・文化に触れる機会を創出し、高齢者と若者などすべての「ひと」が夢と希望を持ち、情操豊かで、生きがいを持った人づくりを目指します。

【実現に向けた基本方向】

1) 学校教育の推進

変化の激しいこれからの社会を生きるために、児童生徒に「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の知・徳・体をバランスよく育むとともに、子どもの「学び」と「育ち」を考えるコミュニティ・スクールの活動により学校支援活動の充実に向けて取り組みます。さらに、児童生徒の社会的・職業的自立に向けた能力・態度を育成するために、幼児期から中学校までの各学校段階において体系的・系統的なキャリア教育^{※1}の推進に取り組みます。

2) 人材育成・国内外交流の推進

広い視野で物事を捉え、国際理解や地域の活力を高めることのできるグローバルな人材の育成に向けて、学校や地域、関係機関等と連携強化を図りながら国内外交流事業や国際化・情報化に対応した教育を推進し、コミュニケーション能力や情報活用能力の育成など「学び」の気運の向上に取り組みます。

3) 生涯学習の推進

生涯にわたり、学習・発表することができる環境の充実を推進するとともに、生涯学習活動の支援、人材の発掘及び育成などに取り組むことで、町民誰もが、生涯学習の機会を得ることができる社会の実現に向けて取り組みます。

^{※1} **キャリア教育**：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

4) 平和学習の推進

誰もが平和で安らかな生活をおくるために、平和と向き合うとともに考える場を築き、平和の尊さや平和思想に対する啓発及び戦争の歴史を学び継承できる平和学習の推進に取り組めます。

5) 地域の歴史と文化の保存・継承・活用

郷土の伝統芸能をはじめ、文化、歴史、風習、自然、偉人、しまくとうば等の誇りある地域の歴史と文化を象徴する文化財が多数存在するため、その保存、活用に向けて取り組めます。

また、貴重な伝統芸能や文化などを次代に継承するための支援を行い、町民がふるさとの芸術・文化に誇りと愛着を持つことができるまちづくりにに向けて取り組めます。

6) スポーツ・レクリエーションの振興

町民誰もがそれぞれの目的や体力、年齢に応じてスポーツに親しむことができる生涯スポーツの充実に取り組み、健康で生きがいのある豊かな社会づくりにに向けて取り組めます。

また、各体育施設の整備・充実を図るとともに、各種団体への支援及び連携強化を推進し、スポーツ指導者の活用と育成に向けて取り組めます。

(3) 安全・安心で住みよいまちづくり (建設・環境)

【目指す姿】

密集市街地の解消や住環境及び道路、公園をはじめとした生活基盤整備、バリアフリー化、公共交通等の充実を図ることで、定住化を促進し、誰もが快適に生活できる住環境の整備を目指します。

また地球環境にやさしく、あらゆる災害に強い安全・安心なまちを目指すとともに、自然と都市が調和したまちづくりを推進します。そのため、基地から派生する航空機の騒音や排気ガスといった諸問題の解決をはじめ、防犯・交通安全対策を推進するとともに、地域の防災力向上に取り組みます。また、環境への負荷を少なくする取り組みとして、ゴミの減量化やリサイクルの推進など、環境衛生対策の強化及び循環型社会の形成を目指します。

【実現に向けた基本方向】

1) 自然環境の保全と緑地の充実

本町に残された緑地の保全に努めるとともに、自然生態系の維持と河川環境や海岸環境の保全・整備を行います。また公園など憩いの場、遊びの場の確保や充実を図り、自然とともに生きるまちづくりに向けて取り組みます。

2) 循環型社会の推進

地球温暖化対策をはじめ、ごみの減量化・再資源化に取り組むとともに、環境に配慮したエネルギー利用などの事業活動の促進に向けて取り組みます。

さらに、町民一人ひとりの環境保全に関する意識向上を推進し、自然環境と調和した生活を送ることができる循環型社会の形成に向けて取り組みます。

3) 公害防止の推進

生活や事業活動及び基地に起因する公害への対策や害虫、ハブ、狂犬病等への環境衛生対策を継続して取り組むことで、町民が快適に暮らすことができる衛生的で良好な生活環境に向けて取り組みます。

4) 土地利用と住環境の充実

定住促進と快適な住環境の創出を目指し、土地利用計画や都市計画マスタープランなど各種計画に基づいた土地利用の規制、誘導を図るとともに、都市基盤の整備、計画的な住宅・住環境の整備に向けて取り組みます。

密集市街地の解消に向けた様々な対策を講じ、安全な市街地形成を推進するとともに、自然、歴史・文化、街並み等の良好な景観の創造に努め、魅力ある都市空間の形成に向けて取り組みます。

5) 道路交通ネットワークの形成

自動車交通の円滑性かつ利便性を高めるため、町道の整備を推進し、道路交通ネットワークの形成や道路環境の整備・充実に向けて取り組みます。

交通弱者の移動手段確保のため、町民ニーズを踏まえた公共交通の充実に取り組みます。

6) 上下水道の整備

町民へ安全な水を安定的に供給するために、水道事業の健全な運営及び災害や老朽化に配慮した施設の強靱化と危機管理体制の構築に向けて取り組みます。

下水道接続率向上を目指すとともに、施設が良好に機能するための維持管理体制の充実に向けて取り組みます。

7) 防災力の高いまちづくり

災害発生時に迅速に対応できるよう、防災拠点の構築や ICT 技術の活用などを図るとともに、地域における避難行動要支援者の見守り体制の構築及び防災体制の強化に努め、自助、共助、公助が機能する災害に強いまちづくりの推進に取り組みます。

また、消防・救急に関する知識の普及や救急対応の拡充により、安全・安心な社会の形成に向けて取り組みます。

8) 防犯・交通安全の推進

防犯対策や交通安全対策の充実を図り、安心して暮らすことのできる地域社会の形成に向けて取り組みます。

道路交通の安全性を高めるために、信号機や防犯灯、横断歩道、標識等の交通安全施設の充実を進めるとともに、交通ルールやマナーを高める安全教育に取り組みます。

9) 安全な消費生活の推進

町民が安心して消費生活を営むことができるよう、情報提供による消費者の意識啓発などを行い消費者保護行政の推進に取り組みます。

10) 基地対策の推進

町民の安全・安心を確保するため、航空機の騒音問題や排気ガスの悪臭、環境汚染問題、軍人・軍属による事件・事故等の米軍基地から派生する諸問題の解決に向けて取り組みます。

(4) 活力に満ちた賑わいのあるまちづくり (産業)

【目指す姿】

商工業については、人、企業、地域が「交流」を深めながら、個性と活力のあるまちを創出し、「みらい」に向けて持続的に発展する産業の構築を目指します。

また本町の有する魅力的な地域資源の活用やエンターテインメント^{※1}性のあるイベントの実施など観光産業の振興を推進します。

【実現に向けた基本方向】

1) 農水産業の振興

農業の振興を図るために、有望な品種の選定・普及や栽培法の確立を目指し、安定的な収穫・付加価値の向上に取り組めます。

水産業の振興については、継続的に事業が営めるよう、生産基盤の安定、組織体制の強化と後継者の育成支援に取り組めます。

2) 商工業の振興

嘉手納ブランドの確立や各種支援の拡充を行い、人や事業所が集う賑わいのある空間を創出します。また商工会など各種関係機関と連携を強化し、支援体制の強化に取り組み、活力に満ちたまちづくりに向けて取り組めます。

3) 観光業の振興

地域の観光資源の活用・創出に努め、関係団体と協力し、受入体制や拠点施設の整備・充実を図るとともに、ICT 技術を活用した情報発信の強化やプロモーション活動の実施、観光を担う団体の組織化など、観光業の振興に向けて取り組めます。

4) 情報通信産業の振興

町内の情報通信環境の充実、情報通信産業の誘致や雇用の創出とともに、町民の情報リテラシー向上に取り組めます。

5) 就労支援の充実

あらゆる町民に対し就業情報や就職に向けた情報提供を行い、求職者に対する支援の充実に向けて取り組めます。

※1 エンターテインメント：人々を楽しませる娯楽のこと。

(5) 皆でとりくむ協働のまちづくり (行財政運営)

【目指す姿】

町民と行政などが「協働」することで、住民自治の向上を図り、共に築き上げるまちを目指します。さらに、時代のニーズに応じた行政サービスを提供するためにも、効率的・効果的かつ健全な行財政運営を推進します。

【実現に向けた基本方向】

1) 適切な行財政運営の推進

まちづくりの目標を実現するために、時代のニーズを的確にとらえ、迅速・的確かつ効率的な行財政運営に向けて取り組みます。また、限られた財源の有効活用を図るため、成果や効果などを重視し、計画的で健全な行財政運営に取り組めます。

また、行政サービスの多様化に伴い、国や県、周辺市町村との広域的な連携による取り組みを強化することと併せて、職員の資質向上など行政力の強化に向けて取り組みます。

2) 男女共同参画社会の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、男女が社会の対等な構成員として自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、個性を活かし活躍することができるまちに向けて取り組みます。

あわせて、あらゆる人が人権を尊重されるような地域社会の形成に向けて取り組みます。

3) 町民協働のまちづくり

町民と行政との協働によるまちづくりを推進するため、町民が参加できる仕組みの充実に向けて取り組みます。

4) 地域コミュニティ活動の充実

地域のふれあいや絆を深めるために、自治会や各種団体などの活動支援と連携の強化を図り、コミュニティ活動の充実に向けて取り組みます。

3. 人口ビジョン

(1) 人口ビジョン

平成 27 年度「嘉手納町人口ビジョン」を基に、第 5 次嘉手納町総合計画では、目標年次平成 40（2028）年における嘉手納町の将来総人口を 14,000 人と設定します。

第 2 章 土地利用構想

町土は、町民の暮らしをはじめ、経済・文化など多様な活動の基盤となります。住みよいまちづくりを展開していくにあたっては、町土が現在及び将来における町民の限られた貴重な資源であるという認識のもと、秩序ある発展を図るため、自然環境などに留意しつつ、公共の福祉優先を基本とした土地利用を進めていくことが重要です。

土地利用は、長期的且つ広域的な視点に立ち、開発と保全の調和に基づいた様々な土地需要の調整を行うことにより、自然環境と共生するまちづくりや、歴史・社会的特性を踏まえたまちづくり、活力ある都市活動と町民生活を支えるまちづくりを進めます。

○本町においては、町土の 82.0%が米軍用地（嘉手納飛行場、嘉手納弾薬庫、陸軍貯油施設）に占有されている特異な状況にあります。一方で、それらの地域は本町の地域開発上及び環境保全上、極めて重要な地域となっています。したがって、軍用地も含む町土全体について、均衡ある発展と文化的な生活の確保に資する利用を進めていくものとします。

○限られた利用可能用地について、より有効な土地利用を図り、良好なまちづくりを進めるためにも、地域特性を活かし、再開発地区を起爆剤とした商業地域の再生、住宅・住環境整備などによる既成市街地の改善、面整備の検討などによる計画的な新市街地の形成などを図ります。そして、比謝川の水辺などを骨格とした緑のネットワークを形成し、良好な住環境の実現を目指すものとします。

○こうした土地利用を実現するために、市街地に接する軍用地の一部返還又は共同使用に取り組むとともに、米軍用地返還の見通しなどを踏まえ、計画的な利用・転用の検討を進めるものとします。